

ビワイチ推進基本方針（原案）について

ビワイチ推進条例に基づく「ビワイチ推進基本方針」を策定する。

1 策定の趣旨

本年3月に「ビワイチ推進条例」が制定され、4月1日に施行したところ。

これを契機にビワイチの取組を加速させ、ビワイチ推進施策を総合的かつ計画的に推進するため策定するもの。

2 位置づけ

「ビワイチ推進条例」に基づく基本方針

3 期間

策定から令和12年度（2030年度）まで9年間を予定

4 その他

基本方針の策定により、「ビワイチ推進総合ビジョン」（平成30年3月策定）を廃止

5 これまでの経過

4月20日 観光事業審議会 ビワイチ推進基本方針策定部会（第1回）

5月25日 地方創生・DX推進対策特別委員会（スケジュール等）

6月16日 観光事業審議会 ビワイチ推進基本方針策定部会（第2回）

6月20日 地方創生・DX推進対策特別委員会（骨子案）

7月5日 観光事業審議会 ビワイチ推進基本方針策定部会（第3回）

6 今後の予定

7月11日 観光事業審議会（答申案）※終了後、知事への答申

7月29日 地方創生・DX推進対策特別委員会（原案）

8月中旬 県民政策コメント（1か月間）

10月中旬 地方創生・DX推進対策特別委員会（最終案）

10月下旬 基本方針策定

11月3日 ビワイチの日



ビワイチ推進基本方針（原案概要）

1/2

～誰もが楽しめるビワイチをめざして～



第1章 基本的事項

1 策定の趣旨

「ビワイチ推進条例」の制定を契機にビワイチ※の取組を加速させ、ビワイチ推進施策を総合的かつ計画的に推進するため、「シガリズム観光振興ビジョン」との整合性を図りながら策定する。

※ビワイチとは、琵琶湖一周することまたは琵琶湖その他県内の観光地、景勝地等を周遊することのうち、自転車を利用して行うもの

2 位置づけ

「ビワイチ推進条例」第11条に基づく基本方針

3 期間

策定から令和12年度（2030年度）までの9年間

（参考）「シガリズム観光振興ビジョン」の期間
令和4年度から令和6年度：「回復・変革期」
令和7年度から令和9年度：「成長期」
令和10年度から令和12年度：「成熟期」



アクションプラン

ビワイチを「シガリズム観光振興ビジョン」の重点分野に位置づけ、別途、「シガリズム観光振興ビジョン」の行動計画となるアクションプランを3年ごとに策定し、その中で、その時々の状況に応じたビワイチ推進施策等を進める。

第2章 ビワイチの動向等

1 現状

（1）環境整備について

- ①道路環境：琵琶湖一周のビワイチルートに低速コースと上級コースの2種類を設け、青矢羽根等の路面表示、看板の設置、自転車歩行者専用道路の指定、道路拡幅など
- ②受入環境：サイクルサポートステーションの設置開始（H28年）やアプリの提供開始（H30年）、「滋賀県サイクリストにやさしい宿」の創設（R4年）など

（2）推進体制について

- 官民連携のプラットフォーム「滋賀プラス・サイクル推進協議会」の設置（H24年）、滋賀県商工観光労働部観光交流局（現在の観光振興局）にビワイチ推進室を設置（H29年）など

（3）取組の成果について

- 令和元年に約10万9千人が琵琶湖一周サイクリングを体験するなど多くのサイクリストに楽しめています。

（4）新型コロナウイルス感染症の拡大による影響について

- 琵琶湖一周サイクリング体験者数の減少（R1：約109千人→R3：約84千人）や経済波及効果の減少（R1：約14.7億円→R3：約8.7億円）などにより、ビワイチ関係事業者に深刻な影響が出ています。

2 課題

（1）コロナ禍からの回復への対応

- ①ビワイチ体験者数の回復
- ②経済波及効果の回復
- ③ビワイチ関係事業者への支援

（2）ビワイチの魅力向上

- ①誰もが楽しめる自転車を活用した周遊観光の魅力創出
- ②琵琶湖岸から県全域に向けた周遊観光の促進（琵琶湖岸のビワイチから県内全域のビワイチ・プラスへ）
- ③宿泊など観光消費の拡大を促すサイクリツーリズムの展開
- ④交通事業者（鉄道、船舶等）と連携した多様な周遊観光の促進
- ⑤健康、環境等の多分野と連携したサイクリングの魅力創出

⑥情報発信の強化

- ⑦人材の育成
- ⑧観光消費額の把握（サイクリングは一般的な観光旅行とは異なるため、独自調査が必要）

（3）安全・安心な環境づくり

- ①自転車通行空間の確保
- ②サイクリストの利便性向上（レスキューバイクの充実、気軽に使えるレンタサイクル等）
- ③サイクリストの交通ルールの順守、マナー向上
- ④地域住民や自動車運転者の不安・不満の解消への取組

ビワイチ関連データ

1. 琵琶湖一周のサイクリング体験者数および経済波及効果（推計値）

	(H27) (R1)	(R2)	(R3)
（体験者数）	約52千人	→ 約109千人	→ 約87千人
（経済波及効果）	約6.0億円	→ 約14.7億円	→ 約9.5億円



2. 琵琶湖一周のサイクリング体験者の状況（アンケート調査より）

- （1）居住地
(R1) 県内 23%、県外 77% → (R2) 県内 38%、県外 62% → (R3) 県内 39%、県外 61%
- （2）旅行日数
(R1) 宿泊 39%、日帰り 61% → (R2) 宿泊 27%、日帰り 73% → (R3) 宿泊 24%、日帰り 76%

3. ビワイチゲートウェイのレンタサイクル貸出件数(米原駅サイクルステーション)

(R1) 2,558台 → (R2) 1,503台 → (R3) 1,463台



（サイクリストにやさしい宿）

4. ビワイチサイクリングナビ(H30開始)

- (1)ダウンロード数 (H31.4) 23,260件 → (R4.6) 50,101件
- (2)性別 (R3) 男性 84%、女性 16%

5. サイクルサポートステーションの登録数(H28開始)

(H29.3) 129か所 → (R4.6) 347か所

6. 「滋賀県サイクリストにやさしい宿」(R4.3開始)

(R4.6) 51施設

7. デジタルスタンプラリーの実施市町(広域および単独実施を含む)

(R2年度) 1市 → (R3年度) 10市町

8. ビワイチの認知度、マナーなど（令和3年度しがwebアンケートプラス調査【県民向け調査】）

- (1)サイクリングの関心 したい 48.2%、したくない 34.0%、わからない 17.8%

（2）ビワイチの体験 したことがある 10.2%、したことがない 89.8%

（3）ルートの認知度 ビワイチ 知っている 83.2%、知らない 16.8% ビワイチ・プラス 知っている 44.8%、知らない 55.2%

（4）サイクリストのマナー できている人が多い 28.6%、できてない人が多い 37.0%、わからない 34.4%

9. ビワイチルート

（1）低速コース（ナショナルサイクルルート）

自転車歩行者専用道路の指定、青矢羽根等の路面標示の整備
総距離196Kmのうち、179Kmが整備完了（令和3年度末現在）
(令和4年度末までに完了予定)



（2）上級コース

総距離187kmにおいて、
青破線と青矢羽根の路面標示が整備済み

10. ビワイチ・プラスルート

（1）令和元年12月 県内全市町を経由し、観光地や景勝地等を巡る11ルートを設定（総距離635Km）

（2）市町・関係者と連携のもと、青矢羽根等の路面標示、案内看板の設置 (整備個所)「草津まちなかから信楽たぬきとお茶の里」コースなど

11. 自転車損害賠償保険の加入率

(R3) 75.8%（民間調査）



第3章 ビワイチ施策の方向性

(条例:ビワイチ推進条例)

1 ビワイチの目指すべき姿(条例第11条第2項第1号)

サイクリスト、自動車等の運転者、歩行者、地域住民が互いに思いやり、理解し合い、共存する環境の中、誰もが安全で快適にビワイチを楽しみ、地域の豊かな自然や歴史、文化、食、人とのふれあい等を通じて、琵琶湖の周辺地域のみならず、県の全域で観光の振興および地域の活性化が図られている。

2 ビワイチ推進施策に関する基本的な事項
(条例第11条第2項第2号)
～重視すべき3つの視点～

(1) シガリズムの推進	(2) 安全への配慮	(3) 持続可能な観光の推進
ビワイチの更なる磨き上げと発信を進め、国内外からの誘客およびリピーターの定着を図るとともに、県民自身も自転車で県内周遊を楽しめる環境づくりに取り組むことにより、シガリズムを推進します。	マナー向上や地域社会への配慮の機運を醸成しながら、誰もが気軽にビワイチを楽しめる環境づくりを進めます。また、コロナ禍に対応した安全・安心な観光を推進します。	地域経済の活性化、歴史的遺産や生活文化への配慮、CO ₂ 等の温室効果ガス排出削減をはじめとしたMLGsの推進による環境への配慮、自転車を活用した健康の増進、社会貢献活動への参画の促進などに取り組むことにより、世界から選ばれる持続可能なサイクルツーリズムを推進します。

3 ビワイチ推進施策の内容(条例第11条第2項第3号)

施策の柱

施策の方向性と内容

(1) 魅力向上と創出	①誘客の促進 (条例第12条)	(回復・変革期) 長期滞在型の旅行商品の開発支援 → (成長期) 長期滞在型の旅行商品の販売促進 → (成熟期) リピーターの定着促進 ○多様なニーズに対応した旅行商品の開発支援 ○自転車に関するスポーツ行事等の開催(サイクリング大会等) ○ビワイチグッズの商品化に向けたアイデア募集・開発支援(地域の特産品等を活用した土産、弁当、サイクリングウエア等)
	②観光資源の活用 (条例第13条)	(回復・変革期) 付加価値の高いツアー造成支援 → (成長期) 訪日外国人旅行者向けツアーの普及促進 → (成熟期) 多様なサイクルツーリズムの定着 ○地域の魅力を引き出す体験・交流型観光「シガリズム」との連携 ○地域の観光資源の活用 ○誰もが楽しめる自転車散策の推進
	③人材の育成等 (条例第15条)	(回復・変革期) 関係事業者等の拡大およびネットワークづくり → (成長期) 業種間連携を図る人材育成 → (成熟期) 多様な分野における人材の拡大 ○ビワイチ関係事業者、ビワイチ推進関係団体の人材育成 ○多様な地域連携を図るサイクリングガイドの育成と活躍の機会づくり ○青少年をはじめとするビワイチ体験を応援する仕組みづくり
	④安全な利用に関する取組 (条例第18条)	(回復・変革期) 好事例等の収集・紹介および啓発 → (成長期) マナーの定着促進 → (成熟期) サイクリストによる地域の交通安全への貢献 ○自転車のマナー向上への啓発・指導 ○歩行者・地域住民、自転車、自動車がお互いに思いやり道路を共有する機運の醸成 ○県民または学校等における自転車交通安全教室の実施 ○自転車損害賠償保険の加入促進
	⑤ビワイチの日およびビワイチ週間 (条例第20条)	(回復・変革期) 初心者向けイベントの開催 → (成長期) 民間主体の多様なイベントの開催支援 → (成熟期) 地域経済に貢献する民間主体のイベント開催 ○ビワイチの日、ビワイチ週間に向けた広報強化および機運醸成 ○サイクリングを安全かつ快適に楽しむ特設スポットの設置(エイドステーション、メンテナンススペース等) ○県民の健康増進につながるサイクリングの推進(親子サイクリング、アプリの活用等) ○多様なイベントの開催

(2) 受入環境整備	①道路環境の整備 (条例第16条)	(回復・変革期) 自転車通行空間および案内表示の充実 → (成長期) 安全・快適な自転車通行空間の拡大 → (成熟期) 自転車通行空間の魅力アップ ○自転車通行空間の整備 ○案内看板・路面標示等の計画的な整備 ○県以外の道路管理者への必要な整備の要請
	②拠点施設等の整備 (条例第17条)	(回復・変革期) 拠点施設等の設置促進 → (成長期) 提供サービスの質の向上 → (成熟期) 拠点施設等の相互連携サービス ○サイクルサポートステーションの設置促進 ○「滋賀県サイクリストにやさしい宿」の認定・環境整備 ○ゲートウェイの機能充実(米原駅、大津港) [※ゲートウェイ:公共交通など主要アクセスポイントにレンタサイクル等の機能を備えた拠点]
	③サイクリストの利便性向上 (条例第19条)	(回復・変革期) サポート体制等の充実および情報提供 → (成長期) 交通事業者等との多様な連携強化 → (成熟期) 多様なサービスの相互連携 ○レンタサイクルのサービス・質の向上 ○観光客と地域をつなぐ場づくり ○サイクルレスキューティ制の充実(レスキュー拠点の充実等) ○交通事業者との連携(鉄道、船等) ○ストレスフリーな観光(マップ、アプリ等を活用した県内周遊の支援、フリーWi-Fiの整備等)

(3) 魅力発信	①魅力情報の発信 (条例第14条)	(回復・変革期) ビワイチで巡る観光資源の情報発信 → (成長期) 訪日外国人旅行者向け情報発信の強化 → (成熟期) 民間による活発なビワイチ情報の発信 ○魅力を紹介する動画等の作成(自然・歴史・文化・食・交流等) ○国内外に向けた継続的な発信(ナショナルサイクルルートの魅力発信等)
	①推進体制の整備 (条例第22条)	(回復・変革期) 県内の推進体制の強化、府県間交流の促進 → (成長期) 国内外の関係機関との連携強化 → (成熟期) 推進体制の強化・充実 ○国・市町・事業者等との連携(滋賀プラス・サイクル推進協議会の活性化等) ○近隣の府県、大規模自転車道等が所在する他の地方公共団体との連携 ○国際機関団体および県・市町の姉妹州省・都市との連携

4 ビワイチ推進施策を総合的かつ計画的に推進するための取組
(条例第11条第2項第4号)

①調査等 (条例第21条)	○県民、サイクリストへのアンケート調査・公表(旅行動向や観光消費額など) ○アプリの走行データ解析・公表(ビワイチ・県内周遊等) ○国内外の事例収集 ○数値目標の設定
------------------	--

(ビワイチ、ビワイチ・プラスコースの概要)

